

令和2年4月

定例会議事録

坂出市農業委員会

開催日時 : 令和2年4月20日(月) 午前9時00分～10時15分

開催場所 : 坂出合同庁舎 4階大会議室

出席委員

1番	木下	得代	2番	大原	眞路(会長職務代理)
3番	三木	洋一	4番	川田	一博
5番	吉田	宏明	6番	山下	恭生
7番	松下	良夫	8番	井上	賀博
9番	岡野	孝文	10番	村井	孝彦
11番	中村	康男(会長)	12番	藤本	俊彦
13番	宮本	賢一	14番	猪熊	幸雄
16番	穴吹	秀雄	17番	梶野	和幸
18番	大西	和男			

欠席委員

15番 國重 幸代

傍聴推進委員

6番 中西 格

14番 濱崎 郷廣

農業委員会事務局出席者

事務局長	細川	英樹
事務局長補佐	竹村	秀基
事務局書記	飯尾	祐美

議事

第1号議案	農地法第3条許可申請	3件	田 畑	1,880 m ² 3,323 m ²
第2号議案	農地法第4条許可申請	3件	田 畑	610 m ² 501 m ²
第3号議案	農地法第5条許可申請	9件	田 畑	2,216 m ² 3,396.11 m ²
第4号議案	非農地証明願	1件	田 畑	m ² 1,159 m ²
第5号議案	農地改良に係る届出	件	田 畑	m ² m ²
第6号議案	農用地利用集積計画書	21件	田 畑	33,775 m ² 16,645 m ²
報告第1号	合意解約	1件	田 畑	1,519 m ² 5,294 m ²
報告第2号	坂出市農業委員会委員の推薦および応募の状況			

合 計		38件	田 畑	40,000 m ² 30,318.11 m ²
-----	--	-----	--------	---

令和2年4月 農業委員会定例会 議事録

事務局長

おはようございます。

定刻が参りましたので、只今より4月の定例会を開催いたします。

本日ご審議をお願いする案件は、第1号議案から第6号議案まで、合計37件でございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

本日は、農業委員18名中17名の出席を頂いており、定例会が成立していることをご報告いたします。

なお、15番國重さんからは事前に欠席の連絡をいただいております。

それでは、坂出市農業委員会会議規定により大原会長職務代理に以後の議事進行をお願いしたいと存じます。

会長職務代理

おはようございます。本日は、農業委員の皆様はお忙しいところ定例会にご出席いただきありがとうございます。新型コロナウイルスにより皆さん大変な状況だと思います。また、本日は効率よく審議を進めたいと思います。

早速ではございますが、議事に移りたいと存じます。

本日の署名委員を5番 吉田委員さんと6番 山下委員さんのお二人にお願いします。

次に、今月の現地調査につきましては、4番 川田委員さん、7番 松下委員さん、8番 井上委員さんと私で、4月17日（金）に実施しておりますので、後ほど現地調査の報告をお願いしたいと存じます。

では、ただいまより議事に移らせていただきます。

それでは第1号議案「農地法第3条許可申請」3件を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

書記

それでは第1号議案「農地法第3条許可申請」3件についてご説明いたします。

1番、・・・、面積462㎡【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。

2番、・・・、面積883㎡外2筆 計3,323㎡【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。

3番、・・・、面積1418㎡【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。

本日の案件3件につきまして譲受人については、農地の耕作状況、農機具の所有状況、従事期間、周辺地域との関係等、第3条第2項各号には該当しないので許可相当と考えます。以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第1号議案「農地法第3条許可申請」3件のうち、2番については木下委員さんが関係者でありますので、審議中は退室して

いただくこととなります。

まず1番、3番について、何かご意見・ご質問はありませんか。

各委員 【異議なし】の声あり

会長職務代理 続いて2番について審議を行いますので、木下委員さんには退室をお願いいたします。

(木下委員 退室)

2番について、何かご意見・ご質問はありませんか。

各委員 【異議なし】の声あり

(木下委員 入室)

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第1号議案「農地法第3条許可申請」3件につきまして原案どおり承認とさせていただきます。

続いて、第2号議案「農地法第4条許可申請」3件を議題に供します。

なお、第2号議案の2番、3番については現地調査を実施しておりますので、4番川田委員さんに現地調査の報告をお願いいたします。

川田委員 それでは、第2号議案「農地法第4条許可申請」2番、3番の現地調査報告をさせていただきます。

2番、・・・、面積57㎡【議案読み上げ】3号議案9番と関連があります。

須賀公民館から南に約50mに位置します。

無断転用の有無 あり

転用目的 宅地拡張

申請理由 申請者は、平成13年に西側隣接地へ倉庫を建てる際に、その一部が申請地に入ってしまった、現在に至りました。この度、分家住宅を計画したため、無断転用の解消をするものです。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 無断転用による始末書の提出があります。

3番、・・・、面積610㎡【議案読み上げ】

須賀公民館から北東に約200mに位置します。

無断転用の有無 無

転用目的 駐車場用地

申請理由 申請者は、会社の代表取締役を務めております。隣接する作業所で露地野菜の選別・出荷調整等を行っておりますが、業務用車両及び従業員用の車両置場が不足しているため、駐車場として整備して同社において利用する計画を立てたためです。

農地の区分 農用地に該当。また、「農業用施設用地（駐車場）」へ用途区分の変更手続き中です。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

以上です。

会長職務代理

ありがとうございました。

ただいま川田委員さんより現地調査の報告がございましたが事務局の補足説明を求めます。

事務局長補佐

それでは、第2号議案「農地法第4条許可申請」についてご説明いたします。

2番、3番につきましては、先ほどの川田委員さんのご説明どおりです。

1番、・・・、面積444㎡【議案読み上げ】

坂出市立 坂出中央幼稚園から東に約400mに位置します。

無断転用の有無 無

転用目的 貸駐車場、倉庫

申請理由 申請者は、申請地を露天の貸駐車場として計画しました。また、倉庫は申請地の清掃用具を収納するために設置します。

農地の区分 都市計画により用途が「第一種住居地域」と定められている第3種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第2号議案「農地法第4条許可申請」3件のうち、3番については木下委員さんが関係者、三木委員さんが代理人として関係者でありますので、審議中は退室していただくことになります。

まず1番、2番について、何かご意見・ご質問はありませんか。

各委員

【異議なし】の声あり

会長職務代理

続いて3番について審議を行いますので、木下委員さん、三木委員さんには退室をお願いいたします。

(木下委員、三木委員 退室)

3番について、何かご意見・ご質問はありませんか。

山下委員

3番は農用地ですか。除外をしないのですか。

事務局長補佐

周辺に住宅もありますが、農用地の指定を受けたまま、農業用施設の駐車場として使用するための用途変更の手続きを進めています。

会長職務代理

他に何かありませんか。

各委員

【異議なし】の声あり

(木下委員、三木委員 入室)

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第2号議案「農地法第4条許可申請」3件につきまして原案どおり承認し、委員会の意見書を添付して県へ進達することといたします。

続いて、第3号議案「農地法第5条許可申請」9件を議題に供します。

なお、第3号議案の1番、9番については現地調査を実施しておりますので、7番松下委員さんに現地調査の報告をお願いいたします。

松下委員

それでは、第3号議案「農地法第5条許可申請」1番、9番の現地調査報告をさせていただきます。

1番、・・・、面積62㎡ 外9筆 計3063㎡【議案読み上げ】

角山環境センターから東に約200mに位置。

無断転用の有無 無

転用目的 資材置場、車両置場、駐車場

申請理由 譲受人は、本社を西大浜南に構えて、解体工事業を営んでいます。また、林田町字與北に作業事務所を保有しています。

現在、車両および資材等の置場が不足しているため、探していたところ、譲渡人と話がまとまり、資材置場、車両置場、駐車場として計画しました。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当する見込み。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 風致地区の指定を受けているため、市都市整備課と協議を進めております。なお、風致地区は、都市における風致を維持するために定められている、都市計画法の地区であり、良好な自然的景観維持のため、建築等の行為が規制されています。

9番、・・・、面積120㎡【議案読み上げ】2号議案2番と関連

須賀公民館から南に約50mに位置します。

無断転用の有無 無

転用目的 分家住宅

申請理由 借り人は、現在両親と同居をしています。子供の成長に伴い実家が手狭となったため、父所有の申請地に、住宅建築を計画したため。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当する見込み。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

以上です。

会長職務代理

ありがとうございました。

ただいま松下委員さんより現地調査の報告がございましたが事務局の補足説明を求めます。

事務局長補佐

それでは、第3号議案「農地法第5条許可申請」についてご説明いたします。

1番、9番につきましては、先ほどの松下委員さんのご説明どおりです。

2番、・・・、面積190㎡【議案読み上げ】

坂出市立白峰中学校のグラウンドのすぐ南側に位置しています。

無断転用の有無 無

転用目的 分譲住宅 1棟 2階建

申請理由 分譲住宅の需要見込みのある坂出近辺で土地を探していたところ、生活の利便性などが最適な申請地が競売にかけられていることを知り、農地法第5条の規定による競売買受適格証明を受け入札した結果、落札したので正式に5条転用許可申請を行った案件です。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当する。

周辺農地への影響 被害防除計画書と確約書及び土地改良区意見書が提出されており、周辺農地への影響は、少ないものと思われますので、分譲住宅として販売するというので、利用計画についても適切であると考えられます。

その他 令和2年2月定例会第8号議案「農地法第5条の規定による競売買受適格証明願」1番に該当します。

3番、・・・、面積763㎡【議案読み上げ】

川津町の奥池から南西へ約600mに位置。

無断転用の有無 無

転用目的 太陽光発電設備

申請理由 譲受人は、太陽光発電事業、不動産事業等を行っており、事業拡大を計画したところ、譲渡人と話がまとまったため。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当する見込み。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 太陽光発電設備設置に必要な経済産業省の設備認定書類の提出もある。

4番、・・・、面積 487 m²【議案読み上げ】

川津出張所から西に約 400mに位置します。

無断転用の有無 無

転用目的 車庫展示場

申請理由 譲受人は、建築業、建売業、不動産売買事業を行っております。建物の実物を見ていただき販売に繋げるため計画したところ、譲渡し人と話がまとまったため。

農地の区分 都市計画により、用途が第一種住居地域と定められている第3種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 土地利用計画図では、車庫1棟、従業員および来客用駐車スペースを確保しています。

5番、・・・、面積 5.11 m²外1筆 計 23.11 m²【議案読み上げ】

香川大学教育学部 附属特別支援学校から北へ約 100mに位置。

無断転用の有無 あり

転用目的 宅地拡張

申請理由 譲受人は、住宅を建て替えた際に農地の一部を住宅の一部として利用していました。その無断転用の解消を計画したため。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当する見込み。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 無断転用による始末書の提出があります。

6番、・・・、面積 505 m²【議案読み上げ】

JR 鴨川駅から南へ約 300mに位置。

無断転用の有無 無

転用目的 非農家の自己住宅

申請理由 譲受人は現在借家に住んでいますが、子供の成長に伴い両親が居住している近くに、住宅建築を計画したため。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当する見込み。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

7番、・・・、面積 165 m²【議案読み上げ】3号議案8番と関連

加茂町杉仏公民館から東へ約 100mに位置。

無断転用の有無 あり

転用目的 宅地拡張

申請理由 借り人は、自宅に隣接する父所有の申請地を、平成 27 年より倉庫の設置および駐車場として利用していました。その無断転用の解消を計画したため。

農地の区分 周辺の状況から第 2 種農地に該当する見込み。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 無断転用による始末書の提出があります。

8 番、・・・、面積 296 m²【議案読み上げ】3 号議案 7 番と関連
加茂町杉仏公民館から東へ約 100m に位置。

無断転用の有無 無

転用目的 分家住宅

申請理由 借り人は、現在借家に住んでいますが、子供の成長に伴い両親が居住している近くで、祖父所有の申請地に、住宅建築を計画したため。

農地の区分 周辺の状況から第 2 種農地に該当する。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第 3 号議案「農地法第 5 条許可申請」9 件のうち、6 番については三木委員さんが代理人として関係者でありますので、審議中は退室していただくことになります。

まず 1 番から 5 番、7 番から 9 番について、何かご意見・ご質問はありませんか。

各委員

【異議なし】の声あり

会長職務代理

続いて 6 番について審議を行いますので、三木委員さんには退室をお願いいたします。

(三木委員 退室)

6 番について、何かご意見・ご質問はありませんか。

各委員

【異議なし】の声あり

(三木委員 入室)

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第 3 号議案「農地法第 5 条許可申請」9 件につきまして原案どおり承認し、うち 8 件につきましては委員会の意見書を添付して県へ進達し、1 番の案件につきましては、転用面積が 2,000 m²以上ということで、4 月 28 日に農業会議が開催します常設審議委員会に諮りたいと思います。

続いて、第4号議案「非農地証明願」1件を議題に供します。

なお、第4号議案の1番については現地調査を実施しておりますので、
8番 井上委員さんに現地調査の報告をお願いいたします。

井上委員

それでは、第4号議案「非農地証明願」の現地調査報告をさせていただきます。

1番、・・・、面積257㎡ 外1筆 計 1,159㎡【議案読み上げ】

JR讃岐府中駅から、北東に約500mに位置します。

申請理由 申請理由は、20年以上営農を行っておらず、現在、山林化しているためである。

調査確認したところ、本申請地は、現在竹藪になっている。申請地は、申請人が平成17年に農地法3条により取得している。農地として取得後、20年を経過しておらず、非農地証明の要件に該当しないものと考えられる。

以上です。

会長職務代理

ありがとうございました。

ただいま井上委員さんより現地調査の報告がございましたが事務局の補足説明を求めます。

事務局長補佐

それでは、第4号議案「非農地証明願」についてご説明いたします。

非農地証明については、県から市への権限委譲が行われ、「非農地証明事務処理要領」を制定し、処理を行っております。非農地の認定基準の要件の一つに、「耕作不相当等のやむを得ない事情により、20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になった土地」があります。

申請人は、農地法3条により平成17年に申請地を取得してから20年経過しておらず、非農地証明の要件に該当しないものと考えられます。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第4号議案「非農地証明願」1件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

梶野委員

周辺はどのような状況ですか。

事務局長

申請地は山の斜面で周辺に山林もあります。また、申請地の上部は業者が花崗土の採取をしているところもあります。現在、簡単に耕作できる状態ではありませんが、平成17年に3条で取得しており、耕作目的で取得してから20年が経過しておりませんので、非農地証明は難しいと考えます。

井上委員

現在は、20年経過していないということですが、今後取得から20年経過した場合はどうなりますか。

事務局長

20年経過すれば、要件を満たすこととなります。また、非農地証明のその他の要件の中には、農地法施行前から引き続き非農地であったものや自然災害により農地とし

ての復旧が著しく困難になった土地などがあります。

大西委員 基準があるならその通りにしておくべきだと思います。

会長職務代理 今回の申請は、基準を満たしていないので否決でよろしいですか。

各委員 【否決とする】の声あり

会長職務代理 それでは、第4号議案「非農地証明願」1件につきまして、本議案は否決とし、処理してまいります。

続いて、第6号議案「農用地利用集積計画書」21件を議題に供します。
事務局の説明を求めます。

書記 それでは第6号議案「農用地利用集積計画書」21件についてご説明いたします。
それでは第6号議案 「農用地利用集積計画書」21件についてご説明します。

今月は新規に農地の貸借をする案件が7件、更新が7件、再設定が7件で、そのうち認定農業者による利用権設定の締結が4件となっております。

以上、農用地利用集積計画書21件は、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。よろしくご審議お願いします。

会長職務代理 ただいま事務局より説明がありましたが、第6号議案「農用地利用集積計画書」21件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

三木委員 2番について、期間借地が10月1日から始まる場合は、9月の委員会にかけてたように思うのですが。

書記 前回の契約は通年で貸借の終了が4月末です。更新の始期が5月1日からとなりますので今月の定例会にかけております。

三木委員 前回は通年で、今回は10月からの期間借地なら9月の申請でもよいのでは。

書記 システムで期間を管理しているので、終期がくるものは更新の通知を出して手続きを進めています

事務局長 今回は、期間借地が始まる9月に手続きをすれば良いのですが、前回の契約が通年で4月末に切れるため、更新の通知が出たものですからすぐに更新手続きがされました。

会長職務代理 他に何かありませんか

事務局長 議案の訂正をお願いします。香川県農地機構の理事長が4月より代わられておりま

した。

会長職務代理 他に何かありませんか。

各委員 【異議なし】の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第6号議案「農用地利用集積計画書」21件につきまして原案どおりこれを受理し、処理してまいります。

以上で、本日の農地法等許認可申請の議案の審議を終了します。

続いて、報告第1号「農地法第18条 合意解約」1件についてです。
事務局の説明を求めます。

書記 それでは、報告第1号「農地法第18条 合意解約」1件についてご説明いたします。

1番、・・・、【議案読み上げ】

本件は第6号議案9番と関連しており、農地機構を通じ貸借予定です。

以上です。

会長職務代理 ただいま事務局より説明がありましたが、報告第1号「農地法第18条 合意解約」1件について、なにかご質問はありませんか。

各委員 【なし】の声あり

会長職務代理 特にご質問もないようですので、報告第1号「農地法第18条 合意解約」1件を受理し、処理してまいります。

続いて報告第2号「坂出市農業委員会委員の推薦および応募の状況」について、事務局の説明を求めます。

事務局長 それでは、報告第2号「坂出市農業委員会委員の推薦および応募の状況」についてご説明いたします。追加議案の1ページをご覧ください。

(議案説明)

以上、「坂出市農業委員会委員の推薦および応募の状況」についての説明です。

会長職務代理 ただいま事務局より説明がありましたが、報告第2号「坂出市農業委員会委員の推薦および応募の状況」について、なにかご質問はありませんか。

(委員による確認)

各委員 【なし】の声あり

会長職務代理 特にご質問もないようですので、報告第2号については了承といたします。

その他の案件として、事務局の方で何かありますか。

事務局長

(事務局からの連絡事項等)

※農業に関する意向調査について

会長職務代理

それでは、これもちまして 4月の定例会を閉会致します。
長時間に亘るご審議をいただき、ありがとうございました。

10時15分終了

令和2年4月20日